

ごみから「資源」へ！

プラスチック資源の分別回収にご協力ください



令和8年10月より、当市では「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、環境保全・資源有効活用のためプラスチック資源の回収品目を大幅に拡充します。従来のペットボトルや発泡トレイ・発泡スチロールに加え、次のものを資源として回収します。

- プラスチック製容器包装（卵のパック、ペットボトルキャップ、レジ袋、包装フィルムなど）
- プラスチック製品（プラスチックのみでできた製品：食器、容器、日用品など）

収集は3種類のネットで行い、回収方法はこれまでの各地域のペットボトルと発泡トレイの回収に合わせて行います。新たに追加された品目については、裏面をご確認ください。

令和8年10月から3種類に分別

ペットボトル・発泡トレイ・プラスチック

1 ペットボトル

※キャップとラベルは外して「プラスチック製容器包装」のネットへ

2 発泡トレイ・発泡スチロール（白色のみ）

※色付きの発泡トレイは「プラスチック製容器包装」になります

プラスチック製容器包装

3 プラスチック製品（プラスチックのみでできた製品、一辺の長さが50cm未満、厚さ5mm未満のもの）

これまで(令和8年9月まで)

燃えるごみ(可燃物)

プラスチック製容器包装
プラスチック製品
(厚さが3cm未満の製品)

ペットボトル・発泡トレイ

- ① ペットボトル
- ② 発泡トレイ・発泡スチロール(白のみ)
- ③ 発泡トレイ・発泡スチロール(色付)

変更

出し方のルール

- ☐ 全てプラスチック素材でできたもの
- ☐ 中身は使い切り、軽く洗い流すなどして汚れは落とす
汚れや油が付いているとリサイクルできません。汚れがひどく取れないものは「燃えるごみ」
- ☐ 乾かしてから出す
湿った状態で捨てると、カビや臭いの原因になります。
- ☐ 紙製ラベルは、無理に全部はがさなくても回収可能

 回収できないもの

- 危険物が入っていたもの（除草剤や漂白剤など）
- 電池や充電などで使用するもの
- ゴムや金属などプラスチック以外素材が使用されているもの
- 会社や商店など事業所から出されたもの
- 一辺の長さが50cm以上のものや厚さが5mmを超えるもの



スマートフォン、充電器、
携帯扇風機、
電子たばこ など

○新たに回収品目に追加されたもの

プラスチック製容器包装（プラスチック製の「容器」と「包装」）
プラスチック製品（プラスチックのみでできた製品：一辺の長さが
 50 cm未満、厚さ 5mm未満のもの）は、同じネットに入れてください。

出し方のルール（表紙参照）に従って出してください。主な製品の例は、下記にてご確認ください。

プラスチック製容器包装の製品(例)



※プラスチック製容器包装には、識別表示のプラマークが付いています。
 回収できるか迷った際は、下記「プラマーク」を確認してください。



プラスチック製品：プラスチックのみでできた製品 （一辺の長さが 50 cm未満、厚さ 5 mm未満のもの）



出典：経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

お願い

- ・資源化のためには正しい分別が重要です。家族全員でルールをご確認ください。
- ・ご不明な点は市の担当窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ先

美濃加茂市産業振興部環境課市民生活係

電話：0574-25-2111（代表） 内線：303・306

市公式HP：<https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/15/17212.html>



（プラスチック分別のページ）

発行：美濃加茂市産業振興部環境課